

もったいない！未来のために
母の視点で **よりも** で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員 西村久子 県政報告

第23号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

Eメール hisako@country-farm.net



今日よりも明日

先月、知事の支援母体である対話の会が、政権与党の民主党との連携を密にし、来期統一地方選挙において、自民系候補を制し過半数を確保するため、各選挙区において候補者擁立に向け選挙協力をする…方針を発表され、今日まで自民党員のまま、超政党で嘉田知事を支援してきた私は、この対話の会において居場所はなくなりました。これを受けて、自らの意思で対話の会退会届を提出したところです。嘉田知事は、政党にこだわらない県民党を主張され県議選出馬以来かばっていただきましたが、私は国民の多くの期待を裏切った現民主政権と同調することはできないと判断しました。今後も、是々非々の立場で地域の声を主張していきたいと思っております。

まことに天候不順、政局も混沌としております。せめて、雨にぬれたアジサイの鮮やかな色に心慰めて、来るべき選挙に向け激しい主張で国民の安心・安全、幸せな暮らし実現に燃えて戦いたいと思っております。皆さんの日々の会話に、政治が取り上げられることを願っています。



6月定例議会自民党・真政会代表質問（抜粋）

造林公社問題について

知事はマニフェストの中で、「両造林公社の借金は、債権放棄の要請を強力に進めます」とされており、その方法として、「下流府県には、森林の持つ洪水調整能力を担保に債権放棄を要請します。旧農林漁業金融公庫の債務については、農水省による林務行政のしわ寄せが造林公社の借金体質を生んでいることから、全国の造林公社の借金に苦しむ自治体と共に訴え、構造的欠陥行政の解決を迫ることで債権の半額放棄を目指します。」という趣旨が書かれております。

そこで、まず、公庫に対する債務についてですが、平成20年6月議会における我が会派の代表質問に対する答弁で、知事は、「農林漁業金融公庫の債務については、滋賀県が公庫と損失補償契約を締結しており、そのことから県としての責任を果たさなければいけないものと認識した。」と、民主党政権がマニフェストをことごとく撤回したのと同様、知事もマニフェストから方針転換され、結果、公社に対する公庫の債務を県が免責的に引き受けることとし、その際に余計に23億円の支払いをするという失態を犯し県民に大きな損害を負わせ同時に県の財政にさらに多大な負担を強いる結果となってしまいました。

これはマニフェストの後退のみならず完全な失政と呼びに値する事態であります。

そもそもマニフェストがこの問題で公庫を刺激したことはいうまでもありません。

マニフェストでは、公社問題は国の施策によるものとして言うておられるにも関わらず、早々と県が債務を引き受けたことにより、今後の国の支援がうけられなくなるのではないかと危惧するところですが、知事のお考えを伺います。

次に、下流府県に対する債務についてですが、現在特定調停をされているところですが、その特定調停も、もう1年以上開かれておらず、とても進展しているようには見受けられません。

しかし知事は70～80%は進んでいると強弁をされております。

現状からすればなぜ知事がこのように発言をされるのか非常に不思議に思うところではありますが、一体何をもちこれだけ進んでいるとされているのか大いに理解に苦しむところです。

先の造林公社特別委員会においても当局の説明にそのような認識はなかったという印象があります。

知事と当局の間でこの問題にたいしてこれだけの意識の乖離があるとすれば、それは知事の問題意識が非常に薄いと言わざるを得ないでしょう。この特定調停において下流府県の立場からすれば、多く見積もって122億円もの多額の債権を放棄することは先ずできないのではないかと推察しますが、現在の全く前に進んでいない状況と今後の見通しをどのように考えているのか、知事に伺います。

答 本県が旧農林漁業金融公庫の債務を引き受けたとは言え、これで問題が解決したわけではございません。

林業公社問題、特に債務問題はこれまでから申し上げているとおり、構造

的な問題と認識をしております。既に本県の債務となっているとは言え、公社由来の債務であることを訴えて、国に支援を要請していくことが必要でございます。

これまでも、この林業公社問題の対策を検討するため、私自身、関係府県の知事とともに森林県連合を代表して、国に対して、国と地方の政策協議の場の設置を強く求めてきたところでございます。

また、県議会においても、全国の議長会で国への働きかけを行っていただいております。

その結果、平成20年11月5日に「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置され、平成21年6月30日にその報告書がまとめられ公表されたところでございます。

その中で、林業公社に対する都道府県の取り組みに対する財政支援として、平成21年度から特別交付税措置において、その対象、限度額が拡大、拡充され、本県のように県が公社の債務を引き受けた場合についても対象とされたところでございます。

これも、林業公社問題について本県の厳しい現状を声を上げて国に訴えてきたことによる成果であると考えております。

今後も、関係府県と協力して、国における抜本的な問題解決が図られるよう、引き続き働きかけてまいります。

なお、23億円の損害を与えたというご指摘については、これまでも何度もご説明させていただきましたが、県が引き受けた、元金債務約444億円に、公社が償還猶予されていた平成17年度、18年度分に平成19年度と20年度分の一部を含めた未償還利息約48億円を加算した総額約492億円について、各年の元利償還額を県の財政的体力に応じた支払額約20億円程度とする償還計画に組み替えたことにより、つまり長期的な返済となったことにより、利息総額が増加したものでございまして、この点についてはご理解いただきたいと思っております。

損害が発生したというものではなく、返済期間が長くなったという期限の利益を得るためのコストであるということ、県民の皆さんにご理解を願いたいと思っております。

次に下流府県との特定調停にかかる現在の状況と今後の見通しについては、現在、調停委員の指示に従い、債務調整の合意形成を図るため、期日外において下流団体とは精力的に協議を継続して行っております。

特定調停の場で進めていることであり、また相手との信義則から、具体的な交渉内容については差し控えさせていただかざるを得ないことはご理解いただきたいと思っております。



裏面につづく

各団体ともに、これまで水源かん養林の造成という共通の目標達成のために協力いただいていた歴史的経緯を踏まえ、調停による解決には理解をいただいているものと考えております。

各団体それぞれに固有の事情を抱える中で、様々な案を検討する必要があり時間を要しているが、本県から、あるいは下流団体から、それぞれの案を提示し合い、お互いに検討をし、調整、交渉を行っております。

また、この状況については、代理人同士の協議の場を通じて、調停委員にも報告をしております。

この協議・調整を通じて、下流団体の意見、立場を見据えつつ、早い時期に成案が得られるよう、調停委員に斡旋、調停を求めていると考えております。

いずれにしても、この問題は執行部だけでは解決できるものではなく、議会と一体となって取り組む必要があるものと考えておりまして、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

公共事業の偏在について

昨年度土木公共事業において東近江土木事務所、湖東土木事務所の事業費格差は、片や9000万円以上の契約において10億円に近く、対して一方には0円では、倒産企業の深刻な叫びも胸に突き刺さるものがあります。どこに原因があったのでしょうか。

答 平成21年度、東近江土木事務所管内においては、国道421号の石樽峠トンネル工事や、新幹線と交差する長命寺川の改修事業など集中投資が必要となっておりまして、進捗調整が難しい工事であったことから、事業費が大きくなったものでございます。

なお、湖東土木事務所管内においては、今後、外町バイパスのトンネル工事や、(仮称)湖東三山インターチェンジ関連工事などが着手されると、工事費も増大していくものと考えております。

このように各土木事務所間で、事業費に一定のバラツキが生じる結果となっておりますが、この点につきましては、地元への説明、私どももさせていただきませんが、議員ご自身の地元への説明もよろしくお願いしたいと思います。

創設された社会資本整備総合交付金を活用して、公共事業の偏在という課題の解決を図ることができるのでしょうか。また、自由な裁量が図れるのでしょうか。

答 社会資本の整備に大きな地域間格差が生じることは望ましいことではございません。

また、各地域に根ざした健全な建設業者が存在することが、災害時の危機管理の観点や、あるいは、今、弱体化しております地域コミュニティの発展という観点からも、重要であると認識をしております。これまでも常々申し上げさせていただいているところでございます。そのような中で、この交付金を活用して、今後、均衡ある社会資本の整備を効果的に進め、また、自由な裁量を担保する、確保するためには、例えば、維持管理費への対象を拡大することや、あるいは分野をまたぐ活用など、これまでできなかった分野、あるいは領域への拡大を図り、制度や運用面でさらなる改善が必要でありまして、全国知事会等を通じてこの点についても、引き続き要望してまいりたいと考えております。

ダム問題について

ダムに代表される公共事業中止後のルール作りと対応策について、先の県議会で知事は、「現在、国においてダム事業の見直しを進めようとしており、同時にダム撤退のルールの策定についても検討されている。」旨の答弁をされました。

知事はかねてより、「滋賀県は公共事業の見直しに関して、国よりも先行して行っている」と前原国交大臣に先見性を誇示しておられましたが、こうしたダム事業中止後のルールづくりにも、国に先駆けて、いわばモデルとなるような取り組みを進めるべきだと考えます。

しかし、現在では、芹谷ダムにおいても地元住民との話し合いが進まず、「ルールがない」との理由により後処理問題は進展しておりません。

国のルール制定を待つよりも、まず本県において中止とされた知事のもとで、難渋をしいた現地の方々と対話の上に滋賀ルールを策定されるべきと考えますがいかがですか。

答 ダム建設予定地の皆様には、大変長きにわたり、ご心労をおかけしていること心苦しく思っております。事業期間が長いダム事業の見直しは、地元

住民の方々の生活再建をはじめ、地域社会に対する影響が大変大きいことから、県営芹谷ダムについては、国のルール化を待つことなく中止後の地域振興計画について、地元住民の方々や町との議論を深めております。

また、こうした本県の取り組みを進める過程で、必要となる国の財政支援なども強く求めつつ、議員ご指摘のように国のルールづくりの一つのモデルとなる、滋賀モデルの取り組みを進めてまいりたいと考えております。



現地の方々には優しい心遣いを見せていながら、その実約束の期限が来ても何ら進展していない。だから、壊すだけ壊して後始末をしない知事と非難される今日ではないでしょうか。ものすごいエネルギーでもってダム事業を中止にされた、そのエネルギーがあるのだから、直ちに後の課題対応を迅速にすることは可能なはずで。

大戸川ダムにおいては、下流3府県知事合意を取り付けて対策に奔走された嘉田知事は、県民の評価を得られ全国的にも大きな話題となりました。

芹谷地域においては、ダム中止になってから既に2度の冬が過ぎ、戸数は24戸に減ってしまいました。高齢化とともに現地での生活に対する不安が高まっております。早急に対策を提示すべきであり知事の見解を求めます。

答 現在、関係の皆様生活再建や地域振興への支援のため、具体的に細部を詰めさせていただいております。行政施策の施行にあたりましては、法にかなない理にかなうこと、これは必要不可欠でございますが、高齢化が進む地域で今後も安心して住んでいただけるためには、情にもかなった計画となるよう、ソフト対策も含め、地元多賀町と連携を図りつつ、地元のダム対策委員会のみなさんと話し合い、協議を進めているところでございます。地元の皆さんの立場に立ちまして、早急に一日でも早く問題が解決できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

大戸川にかかる三府県知事合意について伺います。大戸川ダム水源地域整備事業にかかる下流負担金についてですが、この問題に関しては、これまでも県議会において議論し、知事は問題解決に向けて強い意思の表明をされましたが、残念ながら現在のところ解決していない状況であります。こうした状況を踏まえ、今後知事はどのように取り組まれるのかお伺いします。

答 本年2月8日には、3府県の関係部長会議を開催し、今後の進め方として、「3府県がそれぞれ説明責任を果たせる内容での早期合意を図るため、実務的に協議を進めていく」ということで合意いたしました。

その後、この合意に基づき、両府との協議の場を4回持っておりまして、水源地域整備事業の現地確認も行いながら、3府県それぞれが、説明責任を果たせる合意点を探っているところでございます。

この協議の場を最大限活用し、具体的な解決策を探りつつ、節目節目には、私自身が先頭に立って、両知事に直接働きかけるなど、今年度内の解決を目指したいと考えております。

三府県知事合意がありながら、法的根拠が示せないという問題は、法的に詳しい三府県の知事や担当する府県の職員には、最初から想定されていた問題ではなかったのですか。

我々県民は、大阪・京都府の両知事に正月早々に大戸川の現地視察に協力いただき、現地困窮の状況をご理解いただくべく、迅速に対応された嘉田知事の熱意に、仮にそうした課題があっても、各自治体のトップが合意されたことにより約束は果たされ、下流負担金が確保されて水源地域整備事業が進むものとの理解をしていたのであります。

今となつては、県民からは大阪・京都府知事に手玉に取られた感を受けるものですが、知事の認識についてお尋ねをします。

答 平成20年11月の「四府県知事合意」のあと、平成21年1月に3府県知事により行った現地視察においては、大阪府、京都府両知事から、「付け替え道路をこのままの状態に放っておくことはできない。」、また、「負担金は下流にも当然支払う責任があり、新たなルールづくりが必要である。」等のご発言を直接いただいております。下流の果たすべき責任を認識していただいたうえで、協議を進めているところでございます。

西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)
定例政調会 第1金曜日 午後7時～10時

ご意見を
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

真政会・西村久子ホームページ(ブログ)

真政会
<http://koseikai-shiga.net/>
真政会・西村久子 活動日記
<http://nishimura-blog.koseikai-shiga.net/>

